

平成25年 第8回 三朝町教育委員会定例会 会議録

招集年月日	平成25年8月28日(水曜日)
招集場所	役場 委員会室
開会	平成25年8月28日 午前9時
出席委員	西田 醇・藤井俊子・芦田準子・吉田恵彦・朝倉 聰
欠席委員	なし
説明のために会議に出席を求められた者の氏名	教育総務課長 遠藤英臣 生涯学習課長 西田寛司 生涯学習課参事 松原照宗 生涯学習課次長 馬野真由美 教育総務課 指導主事 平井尚 教育総務課室長 畠中浩子
報告事項	教育長報告 課長報告
議事	議案第27号 平成25年度三朝町一般会計補正予算(第4号)について 議案第28号 平成24年度三朝町一般会計決算について 議案第29号 三朝町指定学校変更申請について 議案第30号 準要保護児童生徒の認定について 議案第31号 (専決) 三朝町一般会計補正予算(第3号)について 議案第32号 区域外就学の認定について
協議事項	(1) 学校統合についての今後の議論について (2) 寄付採納について (3) 教育委員会制度改革に関する意見の取りまとめについて (4) 「とっとり教育の日」推進に係る同意について (5) 善行表彰における教育委員会の定める基準について
その他	

西田委員長	開会あいさつ。
前回議事録の承認	前回の議事録は承認された。
議事録署名委員指名	藤井委員、芦田委員を指名する。
西田委員長	報告事項について。教育長報告を求める。
朝倉教育長	資料により説明。主要行事の報告として2学期の始業式と児童生徒の状況、あいさつ運動のこと、中学校が中国合唱コンクールへの出場、台湾台中市との生徒の相互交流、京都腑城陽市との小学生交流、運動会のこと、秋のふれあい

	運動、キュリー祭の踊り参加のことなどを報告。25700
西田委員長	質問はありますか。わたしから、城陽市との交流は受け入れをしたのか。
朝倉教育長	小学校交流は受け入れした。台湾の生徒、城陽市の児童を受け入れたが、体調を崩した子があった。暑いときの交流はたいへんだったと思った。
西田委員長	中学校の夏休みに問題行動はなかったか。
朝倉教育長	報告を受けていないので、問題行動はなかったと思っている。
西田委員長	ほかに質問はありますか。ないようなら、引き続き、三朝町情報公開条例に基づく、任意申出に対する開示について説明を願う。
朝倉教育長	資料により説明。共同通信社から別紙のとおり開示申出書が提出されたので部分開示を行なうもの。
西田委員長	なにか質問はありますか。
委員	このようなケースが表に出ないようになっている市町村があるが、三朝町はどうか。
朝倉教育長	三朝町では閲覧規制は行なわれていない。
西田委員長	そのほか、ないようなら次、課長報告を教育総務課から、順次お願いする。
課長	台湾台中市との中学生交流事業について、資料により説明。
職員	8月に認定済み分の区域外就学の結果について、資料により説明。
職員	教育委員県外視察について、全国学力学習状況調査の結果について、資料により説明。
西田委員長	次に生涯学習課。
課長	生涯学習課における8月期の報告事項を資料により説明。また、9月の主な事業について説明。
参事	商工会事務所の移転報告のほか、図書館関係について資料により説明。
西田委員長	課長報告について質問は。
委員	人権同和学習の現地研修はどちらに行かれたのか。
課長	長島愛生園と邑久光明園に出向いた。以前勤務されていた有間昭人さんに紹介をいただいた。入所されているかたのお話を聞きして学習した。
西田委員長	城陽市との少年野球だが、城陽は6年生、三朝は5年生主体のチームだったようだが、6年生が参加できなかつた理由はあるか。
課長	参加できなかつたのではなく、今年は6年生の部員がいなかつた。来年は期待できるし、保護者も熱心である。
西田委員長	ほかに、ないようなら、次に議事に入る。議案第27号について説明を願う。
課長	議案第27号平成25年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について資料に

	より説明。主に、西小中学校のストーブの更新、中学校の監視カメラの設置など説明。
参事	図書館関係の補正予算について説明。
西田委員長	何か質問はありますか。ないようなので、それでは、議案第 27 号平成 25 年度三朝町一般会計補正予算（第 4 号）は承認してよろしいか。（はいの声） それでは議案第 27 号は承認することとし次に、議案第 28 号について説明を願う。
課長	議案第 28 号平成 24 年度三朝町一般会計決算について、教育総務課分を資料により説明。
課長	引き続き、生涯学習課分を説明。
参事	引き続き、図書館、文化ホール分を説明。
西田委員長	何か質問はありますか。
委員	図書の紛失などについてどのように処理されているか。
参事	規程があり、通常は弁償していただいている。
西田委員長	何か質問はありますか。ないようですが、それでは、議案第 28 号平成 24 年度三朝町一般会計決算は認定してよろしいか。（はいの声） それでは議案第 28 号は認定することとし、次に議案第 29 号について説明を願う。
朝倉教育長	議案第 29 号三朝町指定学校変更申請について、資料により説明。事前に資料配布している件について、議案として提出するもの。承認しない理由など協議をお願いしたい。
西田委員長	改めて協議することになるのか。
朝倉教育長	前回、すべての委員が認められない方向だったので、この要綱改正案を作った。承認不承認の通知文を検討いただければ。
西田委員長	通知文を承認するかどうかだが、聞き取り票では納得していただいていないようだが、教育委員会としては不承認として処理する。
委員	取扱要綱に触れるのではないか。内規があって、学校運営に支障が生じるということで学校運営のためにわが子が犠牲になるのではないかという懸念がある。
朝倉教育長	内規がどれだけの効力があるかということ。不親切な内規である。
委員	なんでわざわざ、この項目を要綱に加えて、そして内規で規制するのか分からぬ。作る必要がなかったのではないか。保護者の立場では、取扱要綱に落ち度があるように思える。
朝倉教育長	結論は「承認しないでよい」と思うが、承認しない理由に、内規を添付してはどうか。
委員	内規があるということを保護者は納得されたのか。
朝倉教育長	納得されていない。そのことには触れないで、自分の気持ちをずっと話され

	ていた。
委員	子ども園ができたので西小学校に行きたい、子ども園ができていないのなら東小学校でよかったですという。子ども園を造った行政に責任があるということを話しておられた。
朝倉教育長	保護者にとっては、町長部局も教育委員会も同じ機関である。子ども園は町長部局ではあるが、教育委員会も同じという認識になる。
委員	保育園は必ず残すという説明だったが、しばらくして子ども園の建設になった。その経過がきちんと説明がなかった。行政に責任があるといっておられる。議論は同じことになるので、教育委員会では、要綱に従って処理するし、住所変更されたなら、それに従って処理するということでよいのではないか。
朝倉教育長	要綱に従って手続きをしたことを本人は説明された。内規については表に出していないので。
委員	保護者の気持ちが「分かる」「分からない」は別として、内規に従って決定することがいちばんよいと思う。 学校運営がわが子の人生よりもたいせつなのかと私なら言いたい。
朝倉教育長	その子の状況によるが、内規を添付して「承認できない」とするかどうか。
委員	そのほうが良いと思う。
朝倉教育長	そうしましょう。
委員	教育委員会としては、運営内規により「変更はできない」ということでよいのではないか。
朝倉教育長	要綱の表現をどうするか。次回に要綱の改正案を提案したい。
西田委員長	要綱において「卒園した保育園」を変更認定する部分を削除することとし、次回教育委員会で協議することにする。
西田委員長	それでは、議案第 29 号三朝町指定学校変更申請については承認してよろしいか。(はいの声) それでは議案第 29 号は承認することとし、次に、議案第 30 号について説明を願う。
職員	議案第 30 号準要保護児童生徒の認定について、資料により、個々のケースについて説明。
西田委員長	なにか質問は。ないようですが、児童扶養手当を受給しておられる。事務処理要綱 9 では認定することになるようですが、よろしいか。
朝倉教育長	よろしいと思います。
西田委員長	それでは、議案第 30 号準要保護児童生徒の認定については認定してよろしいか。(はいの声) それでは議案第 30 号は認定することとし次に、議案第 31 号について説明を願う。
	議案認定後、資料を回収。
課長	議案第 31 号三朝町一般会計補正予算（第 3 号）について説明。8月 20 日の

	臨時議会に提案したもので、中学生手作り訪仏事業の予算増額をするもの。
西田委員長	なにか質問は
西田委員長	何か質問は。ないようですから、それでは、議案第 31 号三朝町一般会計補正予算（第 3 号）については承認してよろしいか。（はいの声）それでは議案第 31 号は承認することとし次に議案第 32 号について説明を願う。
職員	議案第 32 号区域外就学の認定について、資料により説明。 区域外就学の理由は、現在、三朝町内に住んでいるが、転居しなければならなくなり、町内に住居をさがしたが見つからなかったため、倉吉市に転出することになった。三朝町に住居が見つかればすぐに帰りたいという強い希望がある。特別支援学級に在籍している児童の家庭で当該児童の環境を変えないことが児童のためであるという理由から、区域外就学の申請があった。
西田委員長	なにか質問は
委員	倉吉市は区域外就学について了解しているか。
職員	担当には連絡しているが、教育委員会としては検討がされていない。まず、区域外就学を受けることになる三朝町教育委員会が方向を出し、認定するとなった場合に倉吉市教育委員会で協議されることになる。受ける側の教育委員会がまず検討することになっている。（学校教育法施行令第 9 条参照）
西田委員長	それでは、議案第 32 号区域外就学の認定について、認定してよろしいか。（はいの声）それでは議案第 32 号は認定することとし、次に協議事項に入る。まず、学校統合についての今後の議論について説明を願う。
課長	琴浦町教育委員会の視察、今後の進め方について資料により説明。
西田委員長	（視察日程を協議後）それでは、視察を 9 月 25 日午後 1 時役場集合し、琴浦町町に向かうことにします。
西田委員長	今後の進め方について、なにか質問はありますか。私は東小学校について、平行して、統合の検討をしなければならないと思いますが、いかがでしょう。 (いろいろな議論が交わされた)
委員	教育委員では結論が出せない部分もあるので、琴浦町視察後に検討してはどうでしょう。
西田委員長	当面は先行している琴浦町を視察し勉強をしていきたい。本日は、諸課題を確認した。次の協議事項について説明を求める。寄付採納について。
課長	資料により説明。10 万円の寄付採納があり、寄付者本人の主意は一般寄付はあるが、財政課長が聞き取りをして寄付活用の方向性が出されている。
西田委員長	案のとおり、中村教授の講演をお願いすることと、学校図書を充実する方向でよろしいか。（はいの声）に、では承認することとし、次の協議事項に移る。教育委員会制度改革に関する意見の取りまとめについて。
朝倉教育長	現在、国において教育再生実行会議が行なわれているが、教育委員会制度に

	について、鳥取県市町村教育委員会研究協議会から「意見があれば国に言っておきたい」ということで、意見をしらせいただきたい。
西田委員長	この案件は、メールで照会がありましたが、意見がありましたらどうぞ。
委員 委員長	<p>個人的には、教育委員会廃止の方向で進めていただいたらと思う。理由は①委員会制度そのものが戦前の軍国主義から発生したもので、現在の社会ではどこかでブレーキがかかるようになっている。戦前のころの理念が今必要かどうか。中立的立場ではあるが専門的立場である必要はないし、非常勤である。重要な案件の説明を受けても限界がある。教育長だけが常勤で、あの数名は非常勤で、同じ責任が持てるのかどうか疑問である。②今の教員人事は給与は県が担当するし、服務監督は市町村である。そして校舎の設置は首長である。この仕組みは複雑で責任の所在がわかりにくい。これらのものを一致させる必要がある。③課題として、迅速性機能性において劣るし遅い。校長に権限と責任が少ないと言える。仮になにか起ったとき、教育委員会の判断を仰ぐが、本来なら、現場が分かっている人が、即、判断するのがよいのではないか。</p> <p>事務局は町長部局の一部局とするのが良いのではないか。</p>
西田委員長	大胆な改革案ですが、ほかにいかがでしょうか。
委員 委員長	教育の中立性が大事にされてきたのは、権力者が教育権を握ると、望みどおりの教育をしたいという思いが出るので、それを止める一つの方法として制度が生まれたものと思う。その後は慎重になりすぎているので、機能しなくなっている。例えば、常勤の教育長の上に教育委員長があって、委員長は非常勤である。何かあると、対処するのは教育長であるので、そのあたりが廻らなくなっている。そのあたりが現実にそぐわない。現実的には常勤の教育長が進めて行くのが現実的と思う。教育長は首長の任命で首長の意見に従う必要があるが、迅速な対応は教育長が最高責任者であるべきでないか。
西田委員長	その点は私も賛成。対外的に分かりづらい。教育委員長は非常勤でありながら教育委員会の中に入っているので、教育議員のような、行政的な部分と、諮問機関的な部分に分けるのがよいのではないか。
委員 委員長	<p>組織として現実にそぐわない。常勤非常勤から、情報量の違いが明らかである。非常勤では協議についていくだけで精一杯。話し合いの時間が少ないのであるのではないかと感じる。</p> <p>独走や個人的な意見を止める意味でも組織は大事ではないかと思う。</p> <p>教育委員の一人に保護者が必ず入ることになっているし、保護者の意見を吸い上げることもある。</p> <p>非常勤では責任を持てない部分がある。</p>
朝倉教育長	今のご意見を忠実に県に報告したい。
西田委員長	では、次の協議事項に移る。「とっとり教育の日」推進に係る同意について説明を求める。

朝倉教育長	資料により説明。退職校長会から、とつとり教育の日を制定したいので趣旨に賛同してほしい旨の依頼があった。賛同してよいか委員のみなさんの意見を伺いたい。
西田委員長	賛同しても問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。(はいの声に)では趣旨に賛同し、推進団体として同意する。次の協議事項に移る。善行表彰における教育委員会の定める基準について、説明を求める。
朝倉教育長	別冊資料により説明。三朝町表彰条例運用内規を定めているが、善行表彰の内規を教育委員会において定めることになっているが、定まってないので、案のとおり定めたいとするもの。15年を一つの区切りとしたい。
西田委員長	なにか質問はありますか。
委員	他の市町村の実態はどうなっているか。
朝倉教育長	三朝町独自に便宜的に作っている。
西田委員長	そのほか、質問がないようなので、「三朝町表彰条例第5条第5号に基づき教育委員会が定める基準」の運用内規は案のとおりでよろしいか。(はいの声)では、案のとおり承認することとする。 ほかにないようなら、協議事項の審議を終わり、次回の委員会日程について。(協議の結果) 9月25日午前10時からとする。 本日の教育委員会をこれで終える。
	～閉会 午後0時07分～